

此の幽邃なる仙境に立つ者は、僕の外誰も居らぬ、疲れは出る、筆をとる元氣がない、下山と決して元來し道をたどる。

左りは杉木立の、低い暗い山林で、右は高い畑の畦である、中窪の徑は、日光を受けぬから、泥濘は頗る深い、此道筋での難場であらう、夫れをも厭はず、芒や葛などを手折りつゝ、向ふから二人の美人が來た、一人は廿五六のやさかたの奥さん風、一人は廿一二の色白の令嬢風で、何れも縮緬の變り色の、羽織などを着て居る、そも此二人は、何者であらう、此處らあたりを、徘徊するからは、狐狸の變化では、あるまいかと思つた。併し天は、近來珍らしき秋日和と、此の美しくしき二嬌とを、出現せしめて、遠來の僕を、慰めて呉れたのであらう。

穂芒や美人のいとゞすごき笑み

歸りは道の近きを覺え、横濱へ廻つて、家に着たは、午後三時過であつた。

パレットに空の調子や秋の夕

要塞地帯より

下關

S、YVSHI生

關門海峡の風光は實に明媚であります

然し砲臺が多いので、風光の美は其十分の一も描現す事は出来ません、又下關市内には川が無い、隨つて風景は平凡です、けれ共、一步郊外に出ると随分面白い處もありますが、何分市内は勿論豊浦郡一帶、九州では門司、小倉、若松など皆要塞地帯でありますから、手續せずに寫生して居ると大に失敗致します

す、諸氏が、若し當地方面に遊ばれたら、左の如く和英二様に書てある目標を見られるであります。

許可無くして要塞地帯内及其外方三千五百間以内に於て水陸の形狀を測量、撮影、摸寫、錄取する事を禁ず犯したる者は法律に依り處分せらる可し

陸軍省

それで、寫生するには必ず許可證携帯の上で無てはいけません許可證は、當地要塞司令部へ願書持參、又は返信料封入で申込ので御座います、日光では一週三圓の許可證料を取ると、石川先生の御話にありましたが、當地司令部では無料で下附されます、參考の爲め左に願書の書方を示して筆を置ます。

寫生願

一、目的、何々研究の爲

一、區域、何處

一、期限、明治何年何月より何月まで

右御許可相成度要塞地帯法施行親則に依り此段奉願候也

年月日

住所

氏

名 ㊦

下關要塞司令部

何 誰 殿

下諏訪の一日

譯倉

堀谷ワットマン

朝早く、スケッチ箱を肩に懸け、三脚を携へて宿を出て町外れを二三丁を進めば、晝尙暗き森林あり、樹木は日光を遮り、單